

総合評価落札方式（地域防災力活用型）落札者決定基準

令和7年（2025年）10月7日公告の道路改良工事（市道三ツ池線）（週休2日）における総合評価落札方式の落札者決定については、次のとおりとする。

1 評価対象工事

国、地方公共団体、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）に参加の団体から元請として受注し、公告日の過去5年度（公告年度除く。）に完成及び引渡しが完了した1件当たり最終契約金額が6,000万円（税込）以上の道路築造工事（維持修繕工事を除く。）で次のいずれかに該当するもの。

- 1 交通規制が伴う工事
- 2 面積1,000㎡以上の舗装工事が伴う工事

なお、共同企業体の構成員としての実績は、別紙1の表のとおりとする。

2 評価値の算出方法

(1) 評価値の算出方法

評価値＝（1－入札価格／予定価格）×100＋価格以外の評価点（小数第3位以下四捨五入）

入札価格及び予定価格は、消費税及び地方消費税を含まない。

(2) 価格以外の評価点の算出方法

価格以外の評価点は**30点満点**とし、入札者が提出した技術資料（事後審査提出資料を含む。）について、4価格以外の評価項目の評価基準に基づき算出した評価点の合計とする。
各項目は、定めがあるものを除き、公告日において有効であることを要する。

(3) 技術資料の審査の結果、入札参加者の申告した評価点が審査した評価点より過大となる評価項目がある場合は、その評価項目の評価点は修正する。ただし、申告した評価点が審査した評価点より過小となる評価項目がある場合は、その評価項目の評価点の修正は行わない。

3 事後審査提出書類の注意事項及び作成方法

事後審査提出書類の注意事項

提出書類は、各様式記載の注意事項に従い作成し、必要な添付書類と共に提出すること。添付書類には鮮明な写しを提出すること。調書及び添付書類の未提出や工事名、会社名等記載の不備がある場合は、申告点を認めないので注意すること。

事後審査提出書類の作成方法

- ・1枚目に「総合評価落札方式の事後審査書類の提出」を鑑とし、2枚目以降にAからCまでの調書を順に添付する。各調書の内容の根拠となる添付資料は、各調書のすぐ後ろに添付すること。
- ・添付書類の省略は認めない（例：入札参加資格確認書類並びに総合評価落札方式事後審査書類のA企業の技術力調書及びB配置予定技術者の能力調書で、申告工事が重複した場合でも、各々の書類にコリンズ登録データを添付すること。）。
- ・書類は、A4の紙ファイルで綴り、各調書の右端にインデックス（書類名を記載）をつけ、全体的に見やすいように配慮すること。提出部数は1部とする。

4 価格以外の評価項目

A企業の技術力（配点15.0点）／事後審査書類：A企業の技術力調書			
評価項目		評価基準	配点
(1)	評価対象工事の施工経験 過去5年度に、国、地方公共団体又はあいち電子調達共同システムに参加している団体から元請として1に記載する評価対象工事を受注し、完成及び引渡し完了した件数を評価する。	3件以上	3点
		2件	2点
		1件	1点
		0件	0点
(2)	東海市発注工事の工事成績 過去3年度に、東海市から元請として受注し、完成及び引渡し完了した最終契約金額500万円（税込）以上の工事成績評定点の各年度最上位成績の平均点を評価する。なお、実績のない年度の工事成績評定点は6.5点とする。	80点以上	3点
		79～66点	(左記－6.5) ×0.2点
		65点以下	0点
(3)	優良工事表彰の有無 過去10年度に、完成及び引渡し完了したもの（工種及び金額は不問）で、工事成績に係る国、地方公共団体又はあいち電子調達共同システムに参加している団体からの公告日時点での企業表彰を対象とし、評価する。	3件以上	3点
		2件	2点
		1件	1点
		0件	0点
(4)	東海市以外の行政機関等の工事の施工経験 過去3年度に、東海市以外の国、地方公共団体又はあいち電子調達共同システムに参加している団体から元請として受注し、完成及び引渡し完了した最終契約金額500万円（税込）以上の工事（工種不問）の施工件数を評価する。	3件以上	3点
		2件	2点
		1件	1点
		0件	0点
(5)	郡内在住の若年者雇用 公告年度の4月1日現在に郡内在住の次の29歳以下の者の雇用を評価す	①に該当	3点

	①から③までのうち、該当するものをいずれか一つ申告できる。 ※郡内とは、東海市、知多市、大府市、常滑市及び半田市並びに知多郡の町をいう。 ※技術者とは、主任技術者となりうる資格を持つ者とする（施工業種不問）。 ※雇用年数（公告日前日までの資格取得年月日からの経過年数） ①雇用年数が3年以上経過した者で技術者を2人以上 ②雇用年数が3年以上経過した者で技術者を1人 ③雇用年数が3年以上経過した者を2人以上	②に該当	2点
		③に該当	1点
		該当なし	0点
B配置予定主任(監理)技術者の能力(配点5.0点)／事後審査書類：B配置予定主任(監理)技術者の能力調書			
評価項目		評価基準	配点
(1)	評価対象工事に従事した経験 過去5年度に、国、地方公共団体又はあいち電子調達共同システムに参加している団体から元請として1に記載する評価対象工事に監理技術者、監理技術者補佐（専任で従事）、主任技術者又は現場代理人として従事し、完成及び引渡ししが完了した経験を評価する。	経験有	2点
		経験無	0点
(2)	東海市発注工事の工事成績 過去3年度に、東海市から元請として受注し、完成及び引渡ししが完了した最終契約金額500万円（税込）以上の工事成績評定点の各年度最上位成績の平均点を評価する。なお、実績のない年度の工事成績評定点は65点とする。	80点以上	3点
		79～66点	(左記－65) ×0.2点
		65点以下	0点
C地域精通度・地域貢献度(配点10.0点)／事後審査書類：C地域精通度・地域貢献度調書			
評価項目		評価基準	配点
(1)	地域内での拠点 令和6・7年度東海市入札参加資格審査申請要領（建設工事）に登録した住所により評価する。	申請者（建設業法上の主たる営業所）の住所が東海市内	2点
		契約を締結する営業所の住所が東海市内	1点
		上記以外	0点
(2)	企業の福祉等に関する取組実績 次の該当数に応じて評価する。 ①前年度のアダプトプログラムによる東海市内での地域環境美化活動 ②公告日前年1月1日から同年12月31日までの愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業による東海市内の活動実績 ③前年度に国、地方公共団体又はあいち電子調達共同システムに参加している団体から元請として行った工事の週休2日工事の取組実績 ④女性の活躍促進宣言受理証明書に記載の受理日が、技術資料を提出する日の前日まで実績 ⑤愛知県ファミリーフレンドリー企業の登録日が、技術資料を提出する日の前日まで実績 ⑥公告日の前日までに若者雇用促進法に基づくユースエール又は愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けた実績 ⑦協力雇用主に登録のある事業者が、保護観察対象者等を公告日前2年以内に3ヵ月以上同一人物を継続雇用した実績	7項目該当	3.5点
		6項目該当	3点
		5項目該当	2.5点
		4項目該当	2点
		3項目該当	1.5点
		2項目該当	1点
		1項目該当	0.5点
		該当なし	0点
(3)	休日・夜間等における東海市依頼の緊急対応 前年度の東海市役所の業務時間外に発注課からの緊急発注の対応を評価する。 ※緊急対応の定義は、発注課の判断とする。ただし、災害時の本復旧は除く。 ※緊急対応による費用発生の有無及び当番制の有無は問わない。	3件以上	2点
		2件	1.5点
		1件	1点
		0件	0点
(4)	建設機械の保有及び稼働可能状況 次の①及び②を満たした場合に令和6・7年度東海市入札参加資格審査申請要領（建設工事）により登録した住所により評価する。 ①ダンプ、クレーン付トラック又はバックホウの所有 ②当該機械を操作する資格を有する東海市又は近隣市町（知多市、大府市、東浦町、名古屋市長区又は南区に限る。）在住者の雇用	契約を締結する営業所の住所が東海市	1点
		契約を締結する営業所の住所が郡内	0.5点
		該当なし	0点
(5)	消防団在籍の有無 本件公告年度の4月1日現在に消防団に在籍している者を雇用していることを評価する。	東海市内の消防団に在籍	0.5点
		東海市外の消防団に在籍	0.25点
		該当なし	0点
(6)	災害協定・雪氷対策の締結の有無及び活動実績 東海市との災害協定の有無及び前年度の(3)を除く活動実績を評価する。 ※協定は東海市防災活動協力事業者協会、東海市雪氷対策委託契約を含む。 ※災害協定に基づく活動実績、雪氷対策の実施を評価する。	協定等及び活動実績あり	1点
		協定等あり	0.5点